

慶應カードの年会費は、会員特約第5条を ご確認ください

2025年12月9日改定

慶應カード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、カード会社が、慶應義塾および株式会社慶應学術事業会(以下併せて「慶應」と称します。)と提携して発行する次のクレジットカードをいいます。
●慶應カード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、カード会社および慶應(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。なお、本カードの本人会員としての加入対象者は、慶應義塾大学の卒業生(含、短期大学)、特選塾員、慶應義塾専任の教職員および慶應が認めた者(以下「慶應義塾登録者」といいます。)とします。また、本カードの家族会員としての加入対象者は、慶應義塾登録者の配偶者とします。
3. 2025年12月以降入会申込者は、所属するカード会社を次のいずれかとすることを承認するものとします。
①カード代金支払い口座を八十二銀行に指定した会員は、株式会社八十二カードとします。
②前号以外の金融機関を指定した会員は、三菱 UFJ ニコスとします。
4. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)と慶應の会員資格(以下「慶應会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員に慶應の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等慶應会員資格を有するに不適当であると認められた場合、慶應は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の慶應会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が慶應

会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に慶應会員資格を喪失するものとします。

- 会員が慶應会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消すことができるものとします。
- 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、慶應またはカード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、慶應が提供する特典およびサービスを受ける場合、慶應所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

		ゴールド会員
Visa、Mastercard® 両方お持ちの場合	本人会員	13,200円
	家族会員	無料
Visa、Mastercard® どちらか一方お持ちの場合	本人会員	11,000円
	家族会員	無料
		一般会員
Visa、Mastercard® 両方お持ちの場合	本人会員	1,650円
	家族会員	715円*1
Visa、Mastercard® どちらか一方お持ちの場合	本人会員	1,375円
	家族会員	440円*1

*1 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

〔附則〕

カード代金支払口座を八十二銀行に指定した場合、カード発行会社は株式会社八十二カードになります。

2025年12月9日改定

慶應カード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または慶應カード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- 本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが

指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意します。

(1)提供する情報:

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:慶應義塾／株式会社慶應学術事業会

住 所:〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

電話番号:03-3453-3854

(2)利用目的:

- ①慶應義塾および株式会社慶應学術事業会の学校教育、同窓会事業における市場調査、商品開発。
- ②慶應義塾および株式会社慶應学術事業会の学校教育、同窓会事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。
- ③慶應義塾および株式会社慶應学術事業会が提供する会員向けサービス。
- ④慶應義塾が保有する「塾員原簿」の維持、管理。

2. 会員等は、提携先が取得した以下の個人情報を保護措置を講じたうえでカード会社に提供し、カード会社が下記の目的のために利用することに同意します。

(1)提供する情報:

- ①会員が住所変更等をした際の変更データ(住所・電話番号・氏名等)
- ②提携先における会員の会員資格の有無
- ③提携先における会員の入学・退学の事実
- ④卒業予定者である事実
- ⑤塾登録番号
- ⑥卒業予定年月
- ⑦学部情報

(2)利用目的:会員管理

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の1.(2)利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

きます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。

2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。